

令和8年5月26日改訂

保護者 様

加古川市立神野小学校
校 長 稲田 暁彦

非常時の児童に対する措置基準について（お知らせ）

陽春の候、皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は学校教育にご理解ご支援をいただき、ありがとうございます。

さて、みだしのことについて市教育委員会は非常時の措置基準を定めています。本校も下記のとおり、市措置基準に準拠して対応いたしますのでよろしくお願いいたします。

記

<暴風、暴風雪、大雪、レベル3大雨、レベル3氾濫警報発表の場合>

- 1 登校前、**午前7時の時点で**、「加古川市」に「警報（暴風、暴風雪、大雪、レベル3大雨、レベル3氾濫）」が発表されている場合、臨時休業とします。学校、地域等からの連絡はありません。
- 2 始業時刻以降に、警報が発令された場合には、気象条件、通学路の状況、学校の実情等を考慮の上、適切な措置をとります。（警報発令が予想される場合は、児童が下校することもありますので、家庭との連絡が取れるようにお願いします。）
 - 下校させる場合は、通学班ごとに教師引率のもと安全面に十分配慮しながら下校します。
 - 連絡は、学校からスクリレで行います。学校への個人的な電話はご遠慮ください。
 - 下校させられない場合は、学校にて児童引き渡しを実施します。
- 3 その他の非常事態においても家庭との連絡を密にする必要がありますので、緊急時の連絡先等に変更がありましたら、必ず担任までお知らせください。

<その他の危険が予想される場合>

- 1 気象防災速報（竜巻注意情報/竜巻目撃、線状降水帯発生・記録的短時間大雨）発表の場合
 - 午前7時の時点で**、「兵庫県」に発表されている場合、児童は自宅待機とし、解除されてから登校します。できるだけ登校班で登校してください。
- 2 地震（震度5弱以上）が発生した場合
 - 登校前に「加古川市」で発生した場合、臨時休業とします。
 - 登校中に発生した場合、登校しますが、通学路の状況、学校の実情等を考慮の上、適切な措置をとります。
- 3 Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合
 - 登校前に「兵庫県」に発信された場合、自宅待機とします。安全が確保されましたら、登校します。
 - 登下校中に「兵庫県」に発信された場合、自宅か学校の近い方に避難することを原則とします。
- 4 熱中症特別警戒アラート（午後2時頃）が「兵庫県」に発表された場合
 - 暑さ指数情報提供地点の明石または姫路にWBGT（暑さ指数）3.5の予測（午後5時頃）が発表された場合
 - 翌日は臨時休業とします。
- 5 登校中に雷が発生した場合
 - 児童及び保護者の判断により、安全な場所に避難し、雷が遠ざかったのを確認してから登校してください。できるだけ登校班で登校してください。